板橋区樹林地管理方針

令和5年3月28日　土木部長決定
令和8年4月30日　土木部長決定

Ⅰ　目的

この方針は、いたばしグリーンプラン2025に基づき、板橋区内で区が管理する公園・緑地等における樹林地の維持・管理について、その方針及び手法等の標準を定めることを目的とする。

Ⅱ　基本理念

存在価値並びに利用価値に呼応した樹林地を将来に向けて維持・保全するために、植生及び遷移を踏まえた各樹林地の維持管理標準を作成し、一貫した保全・活用を計画的・断続的に行うことを基本理念とする。

Ⅲ　樹林地の定義

主として竹木で構成される一団の植生の存する土地を指す。

Ⅳ　樹林地の分類

樹林地の管理は長期に渡り継続的に行う必要があることから、樹林地の現況を把握した上で、目標となる樹林地のあるべき姿を決定し、将来にわたり継続的に行う管理方針の検討を行わなければならない。

そのためには、対象とする樹林地ごとに、その存在価値や利用価値の観点から、どのような林相が配置されることが望ましいかを考慮し、そのあるべき姿や樹林地の特徴を踏まえた管理手法を整理する必要がある。

本方針の対象樹林地について、下記の3種類に分類する。なお、管理地内の樹林地は分類された3種類のうち、単一もしくは複数で構成される。

1　散策型樹林地

存在価値に比して利用価値の大きい樹林地で、人間が林床等を利用することでその効果が発揮される植生形態と地理的条件等を備えた樹林地を指す。

主に交流の場として地域住民の回遊、休憩やレクリエーションの場として開放する。利用者が頻繁に立ち入るため、樹林地のない公園等と同様に積極的な人為的介入を行う。

2　保全型樹林地

利用価値に比して存在価値が大きい樹林地で、樹種や植生、景観等が周辺の歴史的・社会的環境と一体になって成立しているなど、代替性の低い希少価値を有する樹林地を指す。

最低限の人為的介入をすることで、存在価値の保全や向上を図る。

3　共生型樹林地

存在価値と利用価値が共存する樹林地で、人による木材・果実・根茎などの採取と下草刈り・苗木植栽などの供給が、一定のサイクルで繰り返されることで維持されてきた樹林地や、身近な自然を育み楽しむ場として維持されてきた樹林地を指す。

人為的介入を継続的に実施し、自然を利用することで人々の生活を支えた里山的樹林地として管理する。

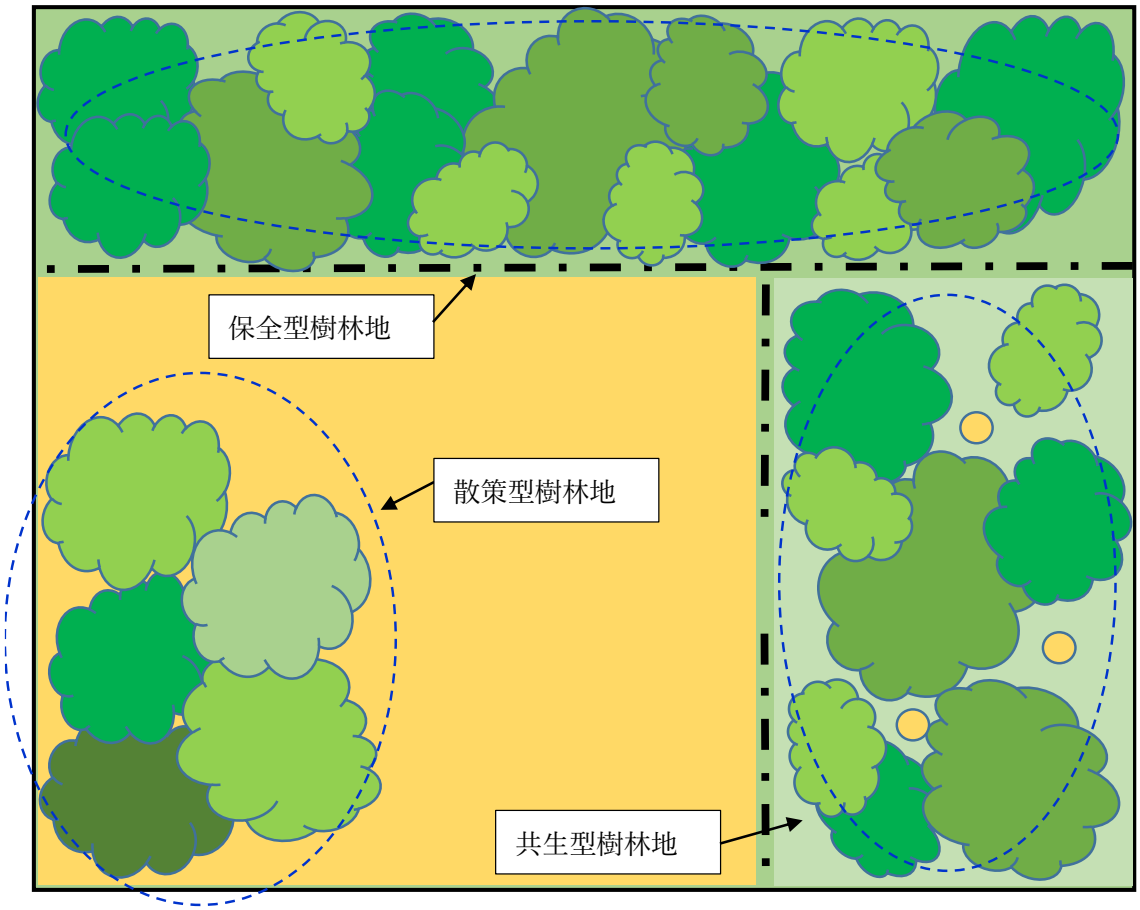

樹林地構成イメージ

Ⅴ　対象

この方針は、別表の管理地における、概ね300㎡以上の面積を有する樹林地を対象とする。

別表

番号	管理地名	所在地	面積(㎡)
1	小豆沢公園	小豆沢 3-1-1	70,381
2	薬師の泉	小豆沢 3-7-20	1,781
3	東板橋公園	板橋 3-50-1	25,052
4	板橋東いこいの森	板橋 4-45-6	1,786
5	加賀公園	加賀 1-8-1	5,264
6	茂呂山公園	小茂根 5-2-17	10,406
7	志村第三公園	志村 1-21-8	4,463
8	志村城山公園	志村 2-17-1	5,376
9	どんぐり山公園	中台 1-19-8	2,418
10	中台南坂緑地	中台 2-5-10	1,527
11	中台二丁目公園	中台 2-9-8	2,508
12	中台さとやま公園	中台 3-16-2	2,248
13	中台しいのき公園	中台 3-27-11	3,683
14	中台さくら公園	中台 3-27-8	4,060
15	中台ならの木公園	中台 3-27-9	1,373
16	見次公園	前野町 4-59-1	13,975
17	日暮台公園	前野町 5-20-15	5,112
18	赤塚植物園	赤塚 5-17-14	12,244
19	赤塚五丁目 30 番管理地	赤塚 5-30	581
20	赤塚五丁目森の広場	赤塚 5-32-1	941
21	赤塚溜池公園	赤塚 5-35-27	7,847
22	不動の滝公園	赤塚 8-11-2	2,090
23	荒川戸田橋緑地	新河岸 1-25-1	596,881
24	大門東の森公園	大門 3-13	1,563
25	高島平緑地	高島平 2-34-1	80,687
26	徳丸一丁目緑地	徳丸 1-37-26	1,126
27	昆虫公園	徳丸 3-37-9	1,814

番号	管理地名	所在地	面積(㎡)
28	成増一丁目向新田の森	成増 1-35-16	829
29	成増四丁目前新田の森	成増 4-24	782
30	成増四丁目緑地	成増 4-34-6	4,068
31	天神下公園	成増 4-5-8	2,543
32	成増五丁目公園	成増 5-11-37	6,342
33	西台公園	西台 1-23-1	7,688
34	西徳第二公園	西台 3-42-1	5,445
35	水車公園	四葉 1-17-12	4,550
36	向口公園	四葉 2-29-5	3,753
37	若木二丁目緑地	若木 2-35	596

Ⅶ　分類ごとのあるべき姿と基本的な管理手法

分類した3種類の樹林地について、あるべき姿と基本的な管理手法を整理する。

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">説明</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1
散策型樹林地</td><td>あるべき姿</td><td>イメージ図</td></tr>
<tr><td>● 存在価値に比して利用価値の大きい樹林地であり、樹冠の下では交流の場として様々なレクリエーションが行われる
● 既存樹各々が枝葉を伸ばし、広がった樹冠同士の重複や接触がない
● 原則、高木層による単層林であるが、林内利用に支障がない場合は複層林であることを妨げない
● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種を除いた樹種で構成される</td><td> 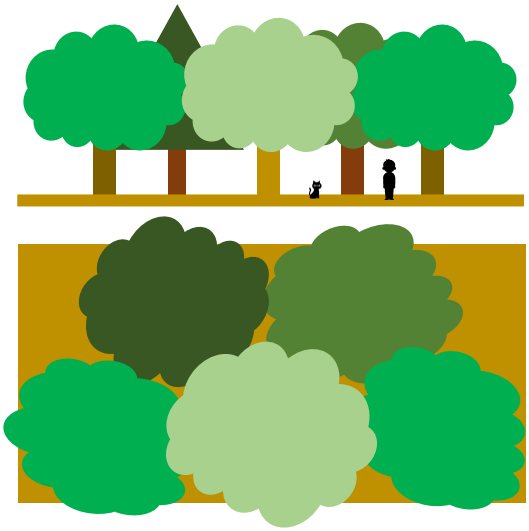 </td></tr>
<tr><td colspan="2">基本的な管理手法：交流の場として開放するために積極的な人為的介入をする維持管理手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">● 広がった樹冠同士が重複や接触をしないように、定期的に剪定する
● 中・低木層がある場合は林内利用環境を確保するために、定期的に枝落としや剪定を実施する
● 林内利用環境を確保するために、定期的に除草・下草刈りを実施する。
● 利用上支障となる樹種や特定外来生物等は伐採・駆逐する
● 林内照度を確保するために、定期的に剪定を実施する
● 改修工事や土地利用の変更など、樹木の生育環境が改変することが想定される際には、樹林地を維持する上で必要な措置をその都度検討し、実施する</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">説明</th></tr>
<tr><td rowspan="3">2
保全型樹林地</td><td>あるべき姿</td><td>イメージ図</td></tr>
<tr><td>● 利用価値に比して存在価値が大きい樹林地であり、利用されることより保全されることが優先される
● 長年にわたり築き上げられてきた、構成樹種や植生、景観等の希少価値が保全される
● 遷移に任せて、樹林地が荒廃することがないように保全される
● 該当樹林地が極相林である場合は、人為的介入をせずに樹林地の状態が保全される
● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種を除いた樹種で構成される</td><td> 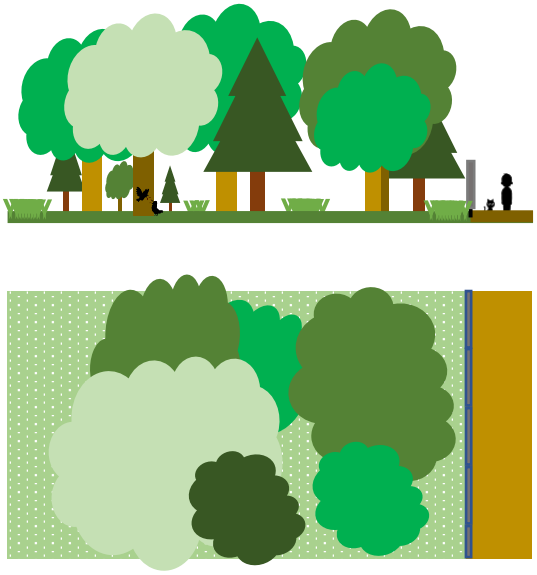 </td></tr>
<tr><td colspan="2">基本的な管理手法：存在価値の保全や向上を図るために最低限の人為的介入をする維持管理手法</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 存在価値が失われる恐れがある場合は、その価値を保全するために必要な措置を実施する
● 構成樹種や植生、景観等の希少価値を保全するために、剪定・伐採を不定期かつ選択的に実施する。原則、新植は実施しない
● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐するが、その他の種には原則実施しない
● 林床への立入りを防止するために、園路や防護柵等といった必要最低限の公園造成をもって区分けする
● 特別緑地保全地区に指定された樹林地については、都市計画決定の際に作成する保全計画に基づき管理する</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">説明</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3
共生型樹林地</td><td>あるべき姿</td><td>イメージ図</td></tr>
<tr><td>

存在価値と利用価値が共存する樹林地であり、自然環境教育の場となる里山管理的レクリエーションが行われる
樹林地全体が樹冠で覆われるのではなく、日照を確保する箇所が存在する
階層構造を有し、多種多様な種によって構成される複層林
原則、在来種で構成される
公園等の管理者、地域住民等の介入により、上記の多様性が維持される
管理区域例：里山的管理区域
人が手を加えることで、クヌギ・コナラ林を育み、ドングリ拾いなどレクリエーションの場となる
管理区域例：育成・経過観察区域
生物の生息地の保全を主眼とした樹林地を育むため、野鳥や昆虫が好む食餌植物や営巣木で構成し観察の場となる

</td><td> 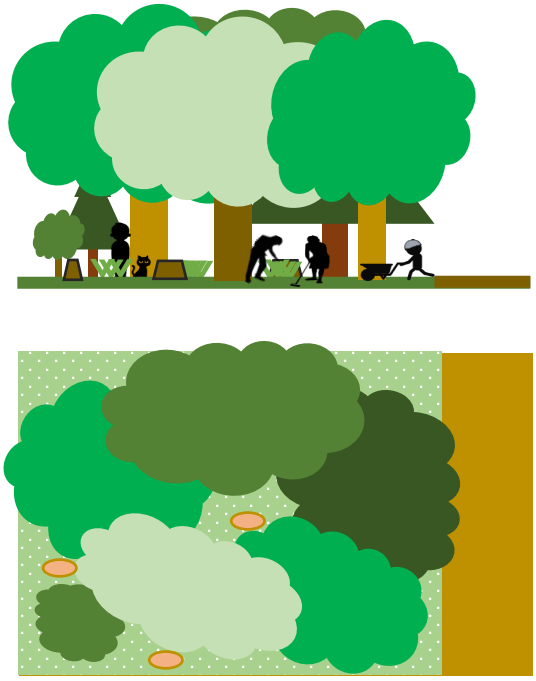 </td></tr>
<tr><td colspan="2">基本的な管理手法：自然と共生するために継続的に人為的介入をする維持管理手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">

林内照度を確保するために、適宜剪定を実施する
複層林として持続するために、適宜伐採や萌芽更新を実施する
中・低木層がある場合は林内利用環境を確保するために、適宜枝落としや剪定を実施する
目的に応じて、適宜下草刈りや落葉かき等を実施する
特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐する
在来種で構成するために、苗木植栽や実生木の育成等を実施する
利用実態や立地、近隣住民の要望等を踏まえて維持管理手法をそれぞれ定める。併せて、当該樹林地保全に意欲的な市民団体等と連携した管理・運営も検討する

</td></tr>
</table>

Ⅷ 今後の取り組み

本方針に基づき、別表の管理地内にある樹林地について、それぞれあるべき姿を定めたうえで維持管理を実施する必要がある。その際、樹林地ごとに特性は異なるため、過去の土地利用の把握、植生調査、利用実態把握、ゾーニング及び目標植生の設定を通じて、個々にあるべき姿と維持管理手法を検討する。

なお、環境変化や改修工事等の計画により、樹林地に置かれた状況が著しく変化した場合は、樹林地ごとのあるべき姿や管理手法の見直しを行う。